

自主防災組織に助成金を交付します

1 設置助成金

市では、自主防災組織を結成し「自主防災組織として認定された組織」に対し、表1-1に定める世帯数に応じた限度額以内で「設置助成」として表1-2から選択した防災資機材代金額を助成します。

表1-1：設置助成限度額

世帯数	限度額	世帯数	限度額
49世帯以下	50,000円	300~999世帯	100,000円
50~299世帯	80,000円	1,000世帯以上	120,000円

表1-2：設置助成対象防災用品位一覧表

災害対策本部・情報連絡用資機材（テント、発電機、コードリール、投光器、ガソリン携行缶、ラジオ、トランシーバー、携懐中電灯、簡易トイレ、防水シート）、初期消火用資機材（消火器、バケツ、可搬消防ポンプ）、救出救護用資機材（ヘルメット、救助工具（のこぎり、万能斧、ポルトクリッパー、大ハンマー、パール、つるはし、スコップ等）ジャッキ、エンジンカッター、チェーンソー、ロープ、脚立、救急セット、担架、簡易ベッド）、給食給水用資機材（大釜、大型鍋、かまど、ガスバーナー、大型炊き出し器、調理用具）、その他（市長が必要と認めた資機材）
（※財産処分期限があります。電動の防災資器材10年、主として金属製の防災資器材10年、その他の防災機材5年）

2 防災資機材購入助成金

自主防災組織が表2から選択した防災資機材を購入する場合、世帯数に応じた限度額以内で、購入額の2分の1の額を助成します。ただし、助成限度額は利用した残額を次年度以降へ引継ぐことも可能ですが、限度額が毎年度更新されるものではありません。また、自主防災組織の結成から、10年毎に一定の条件を満たす場合(※)に対しても助成を行っております。

【資機材購入助成限度額】

初回の場合

[組織割] 1組織 100,000円・・・①

[世帯割] 1世帯 800円・・・②

初回限度額計算式 = ①+②×(世帯数)

※設立から10年を経過し、設立時の助成限度額に達している場合

[組織割] 1組織 50,000円+ 1世帯 400円×(世帯数)

《例：資機材購入助成が初回で世帯数が300世帯の組織の場合》

100,000円+ (800円×300世帯) = 340,000円 (資機材購入助成限度額)

上記組織が100,000円の資機材を購入した場合 100,000円×1/2 = 50,000円

次年度繰越額 340,000円-50,000円 = 290,000円

表 2 : 資機材購入助成対象防災資機材一覧表

<p>災害対策本部・情報連絡用資機材（テント、発電機、コードリール、投光器、ガソリン携行缶、ラジオ、トランシーバー、携懐中電灯、簡易トイレ、防水シート）、初期消火用資機材（消火器、バケツ、可搬消防ポンプ）、救出救護用資機材（ヘルメット、救助工具（のこぎり、万能斧、ポルトクリッパー、大ハンマー、バール、つるはし、スコップ等）ジャッキ、エンジンカッター、チェーンソー、ロープ、脚立、救急セット、担架、簡易ベッド）、給食給水用資機材（大釜、大型鍋、かまど、ガスバーナー、大型炊き出し器、調理用具）、資機材保管庫（倉庫物置）、その他（市長が必要と認めた資機材）</p> <p>（※1 財産処分期限があります。電動の防災資器材 10年、主として金属製の防災資器材 10年、その他の防災機材 5年）</p> <p>（※2 資機材保管庫の助成については別に限度額があります。詳しくは市民安全課担当まで）</p>

3 活動助成金（防災活動を実施した場合）

自主防災会で消火訓練や救命訓練、防災に関する出前講座を実施した場合、年度 1 回に限り、表 3 に定める世帯数に応じた金額内で助成します。なお、消火訓練や救命訓練等の計画のご相談は、消防署へお問合せください。

表 3 : 活動助成限度額

世帯数	限度額	世帯数	限度額
49世帯以下	4,500円	300~999世帯	9,000円
50~299世帯	7,500円	1,000世帯以上	11,000円